

まもなく裁判員候補者へ名簿記載通知を発送します！



裁判員制度は、スタートから10年以上が経過し、令和元年12月までに約10万人の方が裁判員・補充裁判員として裁判に参加されています。

皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。また皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

裁判員候補者名簿ってなに？

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成します。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、令和3年の名簿に登録される方の人数は、全国で約23万6600人です。(選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約447人に1人)

裁判員候補者名簿に登録されたお知らせ(名簿記載通知)が届きます

令和3年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。(令和3年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。)

この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者選ばれたわけではありませぬので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。)



(令和元年11月発送分)

裁判員になることができるか調査票でお尋ねします。

裁判員候補者名簿に登録された方には、名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。(令和3年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。)

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

なお、辞退の申出ができる時期に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者選ばれた後に辞退を申し出いただくことも可能です。

○調査票でお尋ねすること

- ①裁判員になることができない職業に就いているか
- ②1年を通じての辞退希望の有無・理由
- ③月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月がある場合の辞退希望の有無と理由

実際に裁判員裁判に参加された裁判員の方の感想

令和元年度に裁判員裁判に参加された裁判員へのアンケートの結果によれば、参加する前は、「積極的にやってみよう」と回答された方が合計37.2%でしたが、参加した後では、合計97%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています。

裁判員制度の詳しい情報は

裁判員制度ウェブサイトよりご覧ください。

裁判員裁判 最高裁判所

検索



有機JAS認証に係る経費を補助します



有機農産物の認証登録事業者数が日本一のまち山都町では、有機JAS認証の定着と取得拡大を図り、安心安全の農業を推進するため、有機JAS認証に係る経費を補助します。

対象者 山都町内に住所を有し、令和2年度に新規又は継続して有機JASの認定を受けた方

交付額(定額) 新規取得者：上限5万円 継続者：上限3万円

対象経費 ・認定機関における有機農産物(生産行程管理者)の認証に係る経費

・認定事業者の年次調査結果の判定に係る経費

提出書類 ・補助金交付申請書及び実績報告書

・補助金請求書

・有機JASの認定証又は年次調査結果の証明書の写し

・有機JAS認証を受けているほ場の一覧がわかる書類の写し

・有機JAS認定申請料等の領収書の写し

※明細がわかる請求書を添付

・振込先口座が確認できるものの写し

提出先 農林振興課または各支所農林建設水道係

問合せ先 農林振興課 ☎72-1136



有機JASマーク

有機JASマークは、農業や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された安全・安心な食品を表しており、認証を受けた事業者のみが使用できるマークです。

町営住宅の入居者を募集します

定期募集(年3回の住宅の募集)と毎月募集(定期募集において申込がなかった住宅の募集)を併せて行います。

受付期間・場所 11月2日～11月30日 土・日曜、祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時

役場建設課または清和支所・蘇陽支所 農林建設水道係

抽選日 12月7日 午前10時 役場本庁2階会議室(本人又は代理人の方が、必ず印鑑を持参のうえ出席)

入居資格(全住宅共通) ①住宅に困窮していること。②町税等滞納していないこと。③申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。④月額所得＝所得金額から扶養等控除した額を12ヶ月で除した額

申込時提出書類(全住宅共通) ①入居申込書兼同意書 ②住民票(入居者全員) ③所得証明書(入居者全員。無職であっても提出) ④納税証明書(納税義務者全員) ※マイナンバーの記入により、②住民票・③所得証明書の添付を省略することができます。(マイナンバーカード若しくはマイナンバーが記載された住民票をご持参ください。)

種類	場所、家賃(月額) 共益費等(※敷金は家賃の3ヵ月分) 家賃月額は、入居者の所得に応じて、次の範囲で決定されます(応能応益家賃)	入居資格
公営住宅	◆滝上団地(滝上) 2戸募集・昭和54年度建設・3DK 57.4㎡ 共益費なし 駐車場代なし 9,700円～18,300円/月 汲み取り式トイレ	ア 同居しようとする親族があり、基準の所得を超えないこと。(月額の所得で一般世帯は158,000円以下、高齢者・障がい者・小学校に入るまでの子どもがいる世帯は214,000円以下) イ 単身入居の場合は、60歳以上の方、障がい者、生活保護者等。
	◆小原B団地(長原) 1戸募集・昭和56年度建設・3DK 62.6㎡ 共益費なし 駐車場代なし 10,500円～18,500円/月 汲み取り式トイレ 浴槽なし(入居者負担となります) 令和2年一部リフォーム済み	
	◆馬見原川鶴団地(馬見原) 1戸募集・平成11年度建設・3DK 72.7㎡ 共益費3,100円/月 駐車場代1台500円/月 20,200円～39,700円/月	
	◆千滝C団地(千滝) 1戸募集・平成16年度建設・3LDK 77.6㎡ 共益費4,100円/月 駐車場代なし 22,200円～43,600円/月 トイレは水洗(合併浄化)	
特定公共賃貸	◆そよ風ハイツ(柏) 1戸募集 平成8年度建設・3DK 77.0㎡ 共益費4,500円/月 駐車場代1台500円/月 31,000円/月	ア 町内に住所又は勤務場所若しくは事業場を有するもの。 イ 同居しようとする親族があること。 ウ 月額の所得が158,000円以上259,000円(居住の安定を図る必要があると町長が認める者については、487,000円)以下であること。

問合せ先 建設課 ☎72-1145